

5 要介護認定モデル事業について

1. 制度改正

平成21年4月より、要介護認定に対する全体的な見直しが行われることとなった。この改正では特に、要介護認定の適正化と認定の効率化を図るため、認定調査項目や要介護認定等基準時間の樹形モデルの見直しが行われた。

2. 改正(予定)の概要

① 認定調査項目等の変更

現行の82項目の認定調査項目のうち、問題行動、麻痺拘縮の一部の項目等の計14項目を削除。あらたに6項目を追加し、計74項目とした。

② 樹形モデルの見直し

コンピューターによる一次判定には、平成13年に実施したタイムスタディを基にした樹形モデルが使われており、現在の介護の手間を適切に反映していない可能性があるため、あらたな樹形モデルを設けた。

③ 「要支援2」と「要介護1」の判定を一次判定で実施

審査会における審査員の負担軽減と審査結果のばらつき低減のため、現行一次判定の「要介護1相当」に対し、二次判定で行っていた「要支援2」または「要介護1」の審査判定を、コンピューターによる一次判定で行うこととした。

④ 二次判定で一次判定を変更する場合に検証する参考指標の見直し

変更指標として、現行の制度では「基準時間」「自立度の組み合わせ」「要介護変更の指標」「状態像の例」のいずれかを用いることとなっているが、新制度では「基準時間」のみを指標とすることとした。

⑤ 運動機能が低下していない認知症高齢者に対する重度変更の見直し

運動機能が低下していない認知症高齢者の重度変更方法を、現行の「自動的に要介護状態区分を重度化する方式」から、「基準時間を積み足す方式」に改めた。

3. モデル事業

改正点を踏まえた審査判定による結果の統計目的で行う事業。自治体の人口規模に準じた人数を新基準で審査判定し、国への結果報告を行う。

実施対象人数	75名
実施スケジュール	申請受付 … 平成20年9月25日 ~ 平成20年10月1日 調査協力要請 … 上記申請期間内に申請(新規・定期更新)した被保険者に対し、窓口及び調査時に協力要請を行い、同意者には新基準による認定調査を追加して実施。 審査判定 … 平成20年10月29日~平成20年10月31日 国への情報送信 … 平成20年11月4日